決定数値の再算定及び再格付けに係る提出書類

書類番号	提出書類	注意事項
_	決定数値の再算定及び再格付けに 係る提出書類一覧表兼主観的事項 の数値に係る審査申請書 (A)	・右上の「入札参加資格審査受付番号」欄に、前回の入札参加資格審査申請時(※)の受付番号を記入してください。(番号は、ホームページ内「入札参加資格審査受付番号一覧」から確認できます。) ※現入札参加資格者名簿の当初の申請時 ・申請日を記入してください。記入がない場合は高松市に到着した日を申請日とみなします。 ・該当する項目の記入欄に「○」が記入されていない場合は、当然に、評価はしません。また、添付書類又は高松市保有のデータが「○」の記入されている項目に係る配点を超える内容であったとしても、当該超える内容による評価はしません。 ・高松市契約監理課ホームページから出力し、以下の提出書類の一番上にしてください。
1	経営規模等評価結果通知書・総合 評定値通知書の写し ※審査基準日が令和4年8月1日から令和5年7月31日までの間のもの(この期間中に審査基準日が2以上あるときは、最新のもの)を提出してください。	・左記の通知書が申請時に間に合わない場合、経営規模等評価申請書・総合評定値請求書を提出してください。この場合、左記の審査基準日の経営事項審査を受審の上、その結果通知書等を令和6年1月31日午後5時までに提出できるものは仮受付としますが、提出されない場合は、仮受付は無効となります。 ・令和5年1月1日の経営事項審査の制度改正前に審査されたもの及び改正後に審査されたもののいずれも有効とします。 ・許可行政庁の受付印等が押印されていない書類は、許可行政庁の審査を受けたものとみなします。
2	技術職員名簿(経営規模等評価申 請書・総合評定値請求書の別紙二) の写し	

主観的事項の数値に係る提出書類

評価 項目 番号	評 価 項 目	提出書類	注意事項
1	工事成績に関する事項	高松市保有のデータで確認、評価するため提出書類 はありません。	・令和6年1月1日前4年における1件の契約金額が130万円を超える高松市発注工事(業種が同じもの(解体工事にあっては、公告その他の契約の申込みの誘引を平成31年3月31日以前に行ったとび・土工・コンクリート工事を含む。)で、かつ、しゅん工検査に合格した日が工事成績及び指名停止に係る審査基準日前4年間内のものとし、緊急工事その他工事成績の評定を行わないこととしている工事及び施工中に香川県広域水道企業団に移管された工事を除きます。)が対象です。
2	保有技術者に関する事項	前ページ書類番号1で求める経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の技術者数により確認、評価するため提出書類はありません。	
3	継続教育に関する事項	右記の認定機関が認定する 過去5年の継続教育の取 単位数を証明できるもの (当該業種の保有技術者に 係る証明書の写し等)	・土木一式工事、水道施設工事 (一社)全国土木施工管理技士会連合会 (公社)日本技術士会 (公社)日本技術士会 (公社)土木学会 ・建築一式工事 (公社)日本建築士会連合会 建築設備工事、管工事、機械器具、 清掃施設工事、管工事、施設工事、 設置工事、工事、 設置工事、工事、 (公社)日本建築士会連合会 (公社)日本技術士会 建築設備士関係団体CPD協議会 ・証明期間の最終日が、申請書提出期限の 日前1年以内のものに限ります。 ・建築CPD情報提供制度により認定され を連合会による証明の場合は、(公社)日本建築士会連合会による認定と重複して を関係しまる記明の場合は、重複して を関係しまる記明の場合は、 を関係して、 ・建築による記明の場合は、 を関係して、 ・建築との証明でものにといる記述と を関係して、 ・建築とは、 ・本建築士会連合会による認定と を関係して、 ・本建築士会連合会による認定と のよる記明の場合は、 を関係して、 ・本建築士会連合会による認定と のよる記述して を関係して、 ・を関係して ・を関係して、 ・を関係して、 ・を関係して、 ・を関係して ・を関係して ・を ・を ・を ・を ・を ・を ・を ・を ・を ・を ・を ・を ・を
4	工事の品質確保に関する 事項 審査基準日(令和5 年11月1日)において国際標準化機構が定めたISO9001の 規格により登録されている場合	登録証の写し	・当該登録証が、日本語以外で記載されている場合は、日本語に訳したものも必ず添付してください。

評価 項目 番号	評 価 項 目	提出書類	注意事項
(5)	環境対策に関する事項 ① 審査基準日 (令和 5年11月1日)にお いて国際標準化機構 が定めたISO14 001の規格により 登録されている場合	登録証の写し	・当該登録証が、日本語以外で記載されている場合は、日本語に訳したものも必ず添付してください。
	 ② 審査基準日(令和 5年11月1日)において(一財)持続性推 地機構にエコアクション21の認証・登録 をされている場合 	登録証の写し	
6	市内在住保有技術者に関する事項	市·県民税特別徴収対象職 員数照会同意書	・②の保有技術者のうち、申請日の属する年度の市・県民税の特別徴収税額について高松市が送付した決定通知書(審査基準日前において直近のもの)で課税人員又は非課税人員とされた者の数が対象となります。
7	災害時の活動に関する事項 ① 自社又は加入している団体等が高松市と災害協定を締結している場合	加入等証明書(締結団体等 用)(写し可)	(参考) この評価項目に該当する団体(令和5年 10月27日現在) ・高松市建設業協会 ・高松市上下水道工事業協同組合 ・香川県電気工事業工業組合高松支部 ・(社)香川県産業廃棄物協会 ・(一社)香川県トラック協会高松地区 会 ・高松清掃事業協同組合 ・(公社)日本下水道管路管理業協会 ・衝川県電気工事業工業組合東讃支部 ・番査基準日(令和5年11月1日)以降 の日付の証明書を添付してください。
	② 審査基準日 (令和 5年11月1日)において会社として高松 市消防団協力事業所 の認定基準に基づき、 表示証の交付を受け ている場合	高松市保有のデータで確認、評価するため提出書類 はありません。	
	③ 加入している団体 等が高松市者とのる 協定と連携して当該 体等協定の連携に当該 (災害協定と り応急措置と り応ること 場合	加入等証明書(連携団体等 用)(写し可)	(参考) この評価項目に該当する団体(令和5年10月27日現在) ・香川県造園事業協同組合 ・(一社)全国道路標識・標示業四国協会香川県支部 (当該締結者たる団体等が高松市と確認書を交わしている場合に限る。) ・審査基準日(令和5年11月1日)以降の日付の証明書を添付してください。

±π: /π:			
評価		+8 11 + 44	分 立
項目	評価項目 	提出書類	注意事項
番号 8	建設機械の保有に関する 事項	1ページの書類番号1で求める経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の建設機械の保有台数により算出するため提出書類はありません。	
9	安全対策に関する事項 審査基準日(令和 5年11月1日)において建設業労働災害防 止協会香川支部に加入 している場合	建設業労働災害防止協会香 川県支部加入の証明書(写 し可)	・審査基準日に加入していることの証明書を添付してください。
	障がい者雇用に関する事		
10	項 ① 障害者の雇用の促 進等に関する法律雇 基づく障がい者者務が 用状況について雇用がい ある者をとされる 満たすとる場合	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項の規定により公共職業安定所長に提出した直近の「障害者雇用状況報告書」の事業主控えの写し	・公共職業安定所の受付印のあるものを提出してください。 ・電子申請により手続きした場合、当該申請の審査が完了したことが分かる書類も提出してください。
	② 障害者の保証 選問の 選問 できに できたい できたい できたい できたい できたい できたい できたい できたい	当該雇用を確認することができる以下の書類 ア 健康保険被保険者証の 写し イ 身体障害者手帳、療育 手帳又は精神障害 福祉手帳の写し	・左記の書類提出に当たっては、本人の同意を得てください。提出された書類は、主観点算出のために使用し、他の目的に使用することはありません。
11)	次世代育成支援に関する 事項 ① 審査基準日 (令和 5年11月1日)において、次世代育成支援 対策推進法に基づく 一般事主行動計画 を策定し、所轄都道済 みである場合	所轄都道府県労働局で受付 された一般事業主行動計画 策定届の写し	・当該労働局の受付印のあるものを提出してください。
	② 審査基準日 (令和 5年11月1日)において、育児休業、子の 看護休暇及び育児の ための所定労働時の の短縮措置又はその 代替措置について就 業規則に規定している場合	育児休業、子の看護休暇及び育児のための所定労働時間の短縮措置又はその代替措置に関する事項を規定している就業規則(これに基づく育児休業規程等を含む。)の写し	・就業規則の作成及び労働基準監督署への 届出義務の適用がある企業は、労働基準監 督署の受付印のあるものに限ります。就業 規則のうち、育児休業、子の看護休暇及び 育児のための所定労働時間の短縮措置又 はその代替措置に係る部分の添付は必須 ですが、他の部分は添付を省略することが できます。

== /			
評価 項目 番号	評 価 項 目	提出書類	注意事項
12	人権啓発の取組に関する 事項 ① 令和4年度開催の 高松市人権・同和問 題啓発講座を受講し た場合	高松市保有のデータで確認、評価するため提出書類 はありません。	・当該講座はYouTubeによる限定公開により開催されました。当該講座を受講し、アンケートに御回答いただいた場合に評価します。 ・この講座についてのお問合せ先市民政策局人権啓発課(TEL087-839-2292)
	② <mark>令和 5 年度</mark> 開催の 高松市人権・同和問 題啓発講座を受講し た場合	高松市保有のデータで確認、評価するため提出書類 はありません。	・当該講座はYouTubeによる限定公開により開催されます。当該講座を受講し、アンケートに御回答いただいた場合に評価します。 ・この講座についてのお問合せ先市民政策局人権啓発課(TEL087-839-2292)
	③ 社内でを実施を表して、	社内研修実施申告書	次のいずれかの研修を令和5年12月1日前2年間のいずれかの年又はいずれの年において少なくとも1回以上、実施した場合 a 人権教育に関する研修講師についての高松市の人材情報等を活用し、講師を招いて行う研修 b ⑫の①又は②の講座の受講者等が行う研修 c 教材等を用いて実施した人権に関する研修 ・当該年の研修時の写真の添付が必要です。
(13)	保護観察対象者等の雇用 (令な事項) (令に関する事項) (令に関する事項) (令に関する事項) (令に関する事項) (令に関する事項) (令に対し、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	協力雇用主登録・雇用に関する証明書(写し可)	 ・①、②は重複して算定されません。 ・高松保護観察所長の印があるものを提出してください。 ・審査基準日(令和5年11月1日)以降の日付の証明書を添付してください。
14)	指名停止に関する事項	高松市保有のデータで確認、評価するため提出書類はありません。	・令和6年1月1日前1年間に高松市指名停止等措置要綱(平成24年高松市告示第403号)による指名停止の期間がある場合、減点措置の対象となります。